

一の公的職業資格で、特定の産業及び職種で必要とされる個別の技能及び知識を認定するものである。2001年6月時点で、11分野において776の資格が設定されている。

(3) 最低賃金制度

1998年制定の全国最低賃金法において、法的拘束力を有する最低賃金の適用対象、最低賃金の決定方式等を定めている。適用対象はイギリスで労働する労働者であり、家内労働者(home worker)及び派遣労働者(agency worker)にも適用される。

最低賃金には、①一般的の最低賃金と、②18～21歳の若年労働者に適用される若年者最低賃金(development rate)及び③16～17歳の若年者に適用される最低賃金の3種類がある。金額は、①一般的の最低賃金は時間当たり5.05ポンド(約1,023円)、②18～21歳は時間当たり4.25ポンド(約861円)、③16～17歳は3.00ポンド(約588円)である(2005年10月から)。

〈表2-13〉 イギリスの最低賃金額の推移

	(ポンド)					
	2000.10	2001.10	2002.10	2003.10	2004.10	2005.10
最 低 賃 金	3.70	4.10	4.20	4.50	4.85	5.05
18 - 21 歳	3.20	3.50	3.60	3.80	4.10	4.25
16 - 17 歳	-	-	-	-	3.00	3.00

(4) 労働時間制度

労働者の労働時間は、時間外労働を含め、17週の期間(参照期間：reference period)で、各週を平均して48時間を超えないものとしなければならない。なお、雇用期間が17週間未満の労働者については、参照期間は当該雇用期間とされる。

ただし、以下に該当する場合には、上記の参照期間を26週間とする。

- a 労働者の職場と住居とがお互いに離れている場合
- b 労働者に複数の異なった職場があり、それぞれがお互いに離れている場合
- c 労働者が警備及び監視活動に従事しており、財産及び人を保護するために継続的な駐在が必要な場合また、業務の編成に係る客観的又は技術的な理由がある場合には、労働協約又は労使協定により、52週間

を超えない範囲で基準期間を変更することができる。

4 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 2005年度予算案の発表

2005年3月17日、ブラウン財務大臣は下院議会において予算演説を行い、2005年度(2005年4月から2006年3月)以降の経済見通し及び財政・経済政策に関する政府の方針について説明を行った。

今回の予算案は、2005年下院の総選挙があつたため、年金生活者、低所得家庭や児童に配慮した内容となつた。

主な内容

- a 就労税還元の児童要素(Childcare Element of the Working Tax Credit)^(注2)及び児童税還付(Child Tax Credit)を4月から増額する。
- b 児童信託基金^(注3)の拡充(中学進学時点での政府による追加拠出)を検討する。
- c 65歳以上の者がいる世帯に対する地方税を200ポンド還付する。
- d 60歳以上の者及び障害者がオフピーク時に地元のバスを無料で利用できるようにする。
- e 年金クレジット^(注4)を今後3年間で13%増加させる。
- f 非課税の個人貯蓄勘定上限を2010年まで維持する。
- g 一人親が仕事に復帰した際にボーナスを支給(2,000ポンド)する。
- h 基本技能を習得させるためのオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)^(注5)や若者の研修制度の拡大
- i 16～17歳のニート対策として、①経済的支援を得つつ次の進路を見出すための行動契約(Activity Agreement)と、②不利な立場におかれた若者が基礎的な訓練を受けることを支援する行動手当(Activity allowance)を2006年4月から試行するため6,000万ポンドを確保する。

(2) 次世代育成支援

- a 子育て支援10か年計画～親には選択肢を、子どもには最善のスタートを～(Choice for parents, the best start for children)
 - (a) 本計画は、教育技能省、雇用年金省及び貿易産業

省が2004年12月に共同して発表したものである。子育てにはお金かかる、出産後あまりにも早く職場に戻らなければならない、父親は母親ほど育児のために時間を費やすことができない、などといった、子どもを持つ親の意見をもとに作成された。政策目標は以下のとおりである。

ア 両親が仕事と家庭生活のバランスを図るためのより良い選択ができるようにする。

イ 両親が、子供が14歳になるまで、ゆとりのある融通のきく保育施設を見つけることができるようとする。

ウ 育児従事者の労働率を世界一高くする。

エ 家族が上質な育児を余裕を持って受けられるようとする。

(b) 以上の目的を達成するために、今後、以下の施策を含む様々な施策が行われる。

ア 2007年から現在26週の産休を39週に延長し、将来的には12か月にする。

イ 産休を取得する権利や産休手当を受ける権利の一部を父親に引き継ぐことができるようとする。

ウ 現在6歳未満の子供を持つ親に認められている労働時間を変更することを請求する権利をより大きな子を持つ親にも与える。

エ 2010年までに、5歳から14歳のすべての子供が、放課後保育を受けられるようとする。

オ 2010年までに3,500地域に育児ケアセンターを設置する。

カ 2005年の4月から勤労税還元のうち保育費用分を、適格保育経費として評価対象となる額の上限を週200ポンドから300ポンドに引き上げる(子供が2人以上の場合。子供が1人の場合は週135ポンドから175ポンドに引き上げ)。

キ 2006年までに勤労税額還付のうち保育費用分を、適格保育経費としての評価対象となる額から還付される額の割合を現在の70%から80%に増額する。

b 育児法改正

2005年5月、育児法改正法案が国会に提出された。主要な改正点は二つある。一点目は、2007年より産休

手当を26週から39週に延長する。ただしこれについては、一部の育児を行う両親に対する明らかな優遇措置による、他の従業員へのマイナスの影響があるとして懸念する向きもある。二点目は、14歳以下の児童を対象とする、料金が手ごろで質の高い育児の場を、必要とするすべての家族に対して提供することである。この法案が成立すれば、地方自治体は十分な育児施設を提供するという責任を負うことになる。2010年までに、少なくとも3,500か所の育児ケアセンターの設置が必要と見られている。

(3) 移民・難民及び国籍法案

a 概要

イギリスの国境を強化して、違法な就労を防ぐための措置として、移民・難民及び国籍法案(Immigration, Asylum and Nationality)が2005年6月に公表された。この法案は、2月に公表された入国管理5か年計画(Controlling our borders : Making migration work for Britain)の一部分である。

b 入国管理5か年計画の内容

当該計画の主な内容は以下のとおりである。

- (a) イギリスに入国できるのは、国際的な義務に鑑みて、イギリスの保護が必要だと判断される避難民及びイギリスに経済的な利益をもたらす者である。
- (b) 一定水準以上の資格を備えた熟練移民労働者は、英国で5年間労働した後、語学試験と市民資格試験に合格すれば、家族とともにイギリスに定住することが認められる。

c 内容

当該法案の主な内容は以下のとおりである。

(a) 国境警備の強化

ア 電子プログラムを利用した国境管理(e-Border)

警察、入管、税関において、検査官に航空会社や海運会社から旅客・乗員・貨物等に関する情報提供を要請する権限を与え、情報を保持しているデータベースにアクセスして必要な情報を取得することができるようして、国境管理を強化する。